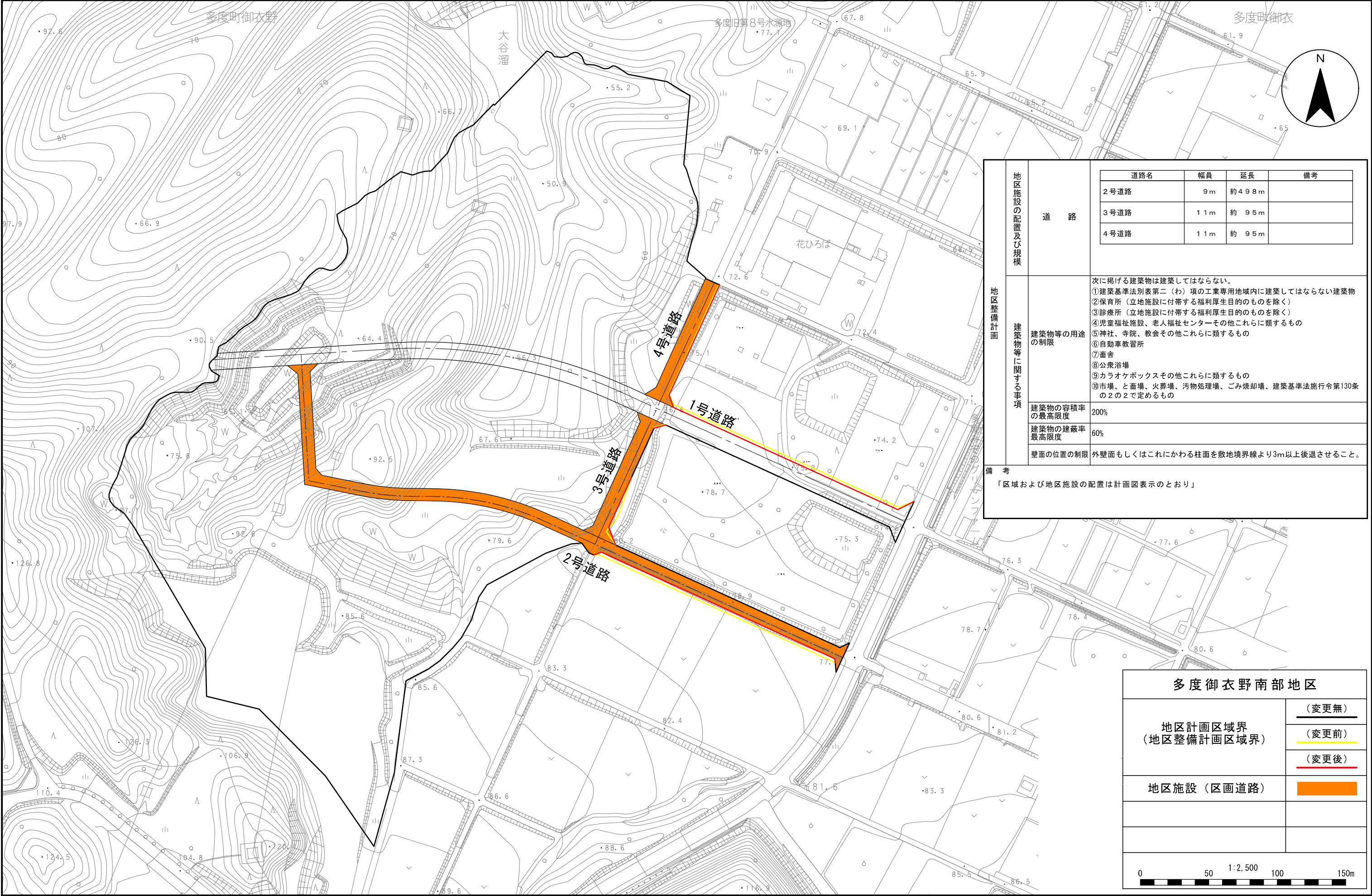




地区施設の配置及び規模	道 路	<table><tr><th>道路名</th><th>幅員</th><th>延長</th><th>備考</th></tr><tr><td>2号道路</td><td>9 m</td><td>約 4 9 8 m</td><td></td></tr><tr><td>3号道路</td><td>1 1 m</td><td>約 9 5 m</td><td></td></tr><tr><td>4号道路</td><td>1 1 m</td><td>約 9 5 m</td><td></td></tr></table>				道路名	幅員	延長	備考	2号道路	9 m	約 4 9 8 m		3号道路	1 1 m	約 9 5 m		4号道路	1 1 m	約 9 5 m	
		道路名	幅員	延長	備考																
		2号道路	9 m	約 4 9 8 m																	
		3号道路	1 1 m	約 9 5 m																	
4号道路	1 1 m	約 9 5 m																			
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二（わ） 項の工業専用地域内に建築してはならない建築物 ②保育所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く） ③診療所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く） ④児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧公衆浴場 ⑨カラオケボックスその他これらに類するもの ⑩市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、建築基準法施行令第130条の2の2で定めるもの																		
			建築物の容積率の最高限度	200%																	
			建築物の建蔽率最高限度	60%																	
			壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。																	

備考

「区域および地区施設の配置は計画図表示のとおり」

多度御衣野南部地区	
地区計画区域界 (地区整備計画区域界)	(変更無)
	(変更前)
	(変更後)
地区施設（区画道路）	
0 50 100 150m	